

島根県森林環境保全造林事業実施要領

平成 14 年 4 月 1 日 林発第 150 号
最終改正 令和 7 年 1 月 14 日 森第 933 号

森林環境保全造林事業の実施については、国の定める森林環境保全整備事業実施要綱（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 882 号農林水産事務次官依命通知）及び森林環境保全整備事業実施要領（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 885 号林野庁長官通知）によるほか、この要領によるものとする。

第 1 事業区分等

- 1 本事業は次の各号に掲げる事業により構成されるものとする。
 - (1) 森林環境保全直接支援事業
 - (2) 特定機能回復事業
 - ア 森林緊急造成
 - イ 被害森林整備
 - ウ 重要インフラ施設周辺森林整備
 - エ 林相転換特別対策（特定スギ人工林）
 - オ 保全松林緊急保護整備
- 2 前項に定める事業のうち、(1)及び(2)の事業区分、事業内容、事業規模及び事業主体は別表 1 に定めるとおりとする。
- 3 前項に定める事業内容及び対象となる範囲は別表 2 に定めるとおりとする。

第 2 事業計画の作成等

- 1 知事は、本事業（ただし、第 1 の 1 の(2)のイ、エ及びオを除く。）の実施に当たり、森林環境保全整備事業計画（以下「事業計画」という。）を作成し、林野庁長官に申請し、その承認を受けなければならない。
- 2 事業計画の計画期間は原則 5 年間とし、作成に当たって知事は、地域における森林の状況、地域住民の森林に対する要請、事業実施体制等を把握した上で、林業者、森林組合その他の関係団体の意見を聴くとともに、関係市町村と協議し調整を図り、市町村長の同意を得るものとする。
- 3 林野庁長官は、第 1 項により申請があった事業計画について、審査の上、適当と認めるときは、これを承認し、その旨を通知するものとする。
- 4 知事は、次の各号のいずれかに該当する重要な変更を行うときは、事業計画の変更を林野庁長官に申請し、その承認を受けなければならない。なお、申請に当たっては、変更理由及び変更内容を記載した変更理由書を添付するものとする。

(1) 計画期間の変更

(2) 事業量の著しい増減

5 知事は、前項以外の変更を行った場合は、原則として当該変更を行った年度の末日までに、林野庁長官に報告するものとする。

第3 実施計画の作成等

1 知事は、毎年度、翌年度に実施する本事業に関する計画（以下「実施計画」という。）を作成し、林野庁長官に提出するものとする。

2 林野庁長官は、実施計画の提出があったときは、当該実施計画を審査の上、補助金の配布予定額を決定し、これを知事に内示するものとする。

3 知事は、前項の内示があった場合には、当該年度の実施計画を調整し、林野庁長官に提出するものとする。

4 年度途中において実施計画を変更する場合は、第1項から第3項までの規定を準用するものとする。

第4 補助金

「島根県森林環境保全造林事業補助金交付要綱」（平成14年8月23日島根県告示発第768号。以下「要綱」という。）第2条の補助金については、本要領第1の事業に要する経費について補助するものとする。

第5 維持管理

1 事業主体は、原則として本事業により整備した施設の維持管理を行うものとする。

2 事業主体は、他の地方公共団体、森林組合等を指定し、維持管理の一部又は全部を行わせることができる。この場合、県以外の事業主体が他の地方公共団体、森林組合等を指定する場合には、あらかじめ知事に届け出るものとする。

3 知事は、本事業により整備した施設の維持管理について、その実施状況の監督を行うものとする。特に、当該施設が台風や積雪等により被害を受けたことが想定される場合は、事業主体に対して、速やかに現地を確認し、必要な補修等を行うよう指導するものとする。

第6 森林環境保全直接支援事業及び特定機能回復事業に係る特記事項

第1の1の(1)及び(2)においては、以下の各号によるほか、第7～第11を適用する。

(1) 対象樹種は知事が補助することが適当と認めるものに限ることとし、外国樹種の植栽又は播種にあっては、あらかじめ林野庁長官の承認が得られたものとする。

(2) 補助事業に関連して、事業主体が集材路を作設する場合には、「主伐時における伐採

- ・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を遵守するものとする。
- (3) 知事は、毎年度の事業の実績について、別に定めるところにより、林野庁長官に提出するものとする。
- (4) 知事は、事業の実施に当たっては、施行地の森林保険加入を基本として、森林所有者等の指導に努めるものとする。
- (5) 事業の実施に当たっては、「スギ花粉発生源対策推進方針」（平成13年6月19日付け13林整保第31号林野庁長官通知）に基づき、スギ花粉の発生抑制に係る取組の着実な推進に努めるものとする。
- (6) 事業主体は、作業工程の設定又は見直しのために行われる調査について、協力するよう努めるものとする。

第7 補助金の交付申請

- 1 事業主体は、原則として事業の終了後速やかに知事に対して、補助金交付申請書に位置図（施行地の位置を示した5万分の1地形図またはこれに準ずるもの）、施業図を添付し、提出することにより、補助金の交付申請を行う。
- 2 要綱第3条第1項に規定する補助金交付申請書の提出期限は、5月末日、7月末日、9月末日、12月10日、翌年の2月末日及び3月20日ほかとする。
- 3 事業主体は、補助金の交付申請及び受領について第三者に委任することができる。委任を受けた者は、知事に対して第1項に記載の書類に委任状を添付して補助金の交付申請を行うものとする。

第8 検査

- 1 知事は、検査を行う者（以下、「検査員」という。）を定め、交付申請のあったものについて、申請の受理後速やかに、検査を行うものとする。
- 2 検査は、1 施行地ごとに、申請書等に基づいて行うことを原則とするが、申請書等のみによって検査を行うことが困難な施行地については、現地で確認を行うものとする。この場合、これらの施行地全体の10分の1以上に相当する数の施行地を無作為に抽出し現地で確認を行うものとする。
- 3 申請書等のみによって検査を行うことが困難な施行地において、積雪等のやむを得ない理由により補助金交付申請時に現地確認が実施できないと判断される場合は、当該事業主体と協議のうえ、補助金交付申請の事前に現地確認を実施するものとする。なお、その際、事業主体は島根県森林環境保全造林事業実施要領の運用（以下「要領の運用」という。）の別記様式6により補助金交付申請にかかる事前現地確認依頼書を提出するものとする。

- 4 検査員は、検査した事項を検査報告書に記入し、これに署名するものとする。
- 5 検査の結果、当該検査を行った施行地が本要領の規定に適合しないものであるときは、竣工と認めず、不合格又は一部不合格である旨を申請者に通知するものとする。
- 6 前項の規定により不合格又は一部不合格であるとされた施行地であって、当該年度内における知事の定める一定期間内に手直しを行ったものについては、再検査を行うものとする。
- 7 審査に用いた検査報告書は、事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年間保存するものとする。なお、検査報告書のうち、電磁的記録により保存が可能なものは、電磁的記録によることができる。
- 8 知事は、検査に当たっては前各項によるほか、その具体的な手順や内容等を示した検査内規を定め、これに基づき検査員は検査を行うものとする。なお、作成した検査内規に係る情報はウェブサイト等で積極的に公開するものとする。

第9 補助金の査定

知事は、検査に基づいて次の各号により知事の定めた内容に照らして補助金の査定を行う。

- (1) 補助金額は、標準経費に査定係数の百分の一を乗じて百円未満を切捨てたものに補助率を乗じて求める。ただし、第1の1の(2)のオ「保全松林緊急保護整備」については、査定係数は適用しないものとする。
- (2) 各事業の査定係数は、別表3のとおりとする。
- (3) 標準経費は、事業内容ごとに別表4に掲げる経費を対象とし、その算定に当たっては、標準単価に事業量を乗じて求めるほか、以下のとおりとする。
 - ア 標準単価の算定に当たっては、林野庁が別途定める作業工程を用いること。また、林野庁が作業工程を提示していないものについては知事が適宜の方法により把握した作業工程を用いて行うものとする。
 - イ 標準単価には共通仮設費を含むものとし、事業実施に直接必要な労務が雇用によりまかなわれる場合や当該労務に係る社会保険料等の支払い状況に応じて間接費を加算することができる。
 - ウ 社会奉仕を目的としたボランティア活動等により、事業目的を達成しつつ、作業を実施することが見込まれる事業にあつては、これに適用する標準単価を定めることができる。
 - エ 標準単価の算定に用いる作業工程（林野庁が提示するものを除く。）については、知事は実態と乖離しないよう適時適切に見直すとともに、標準単価及び検査内規に係る情報をウェブサイト等で積極的に公開するものとする。
- (4) 補助率は、要綱によるものとする。

第10 補助金の交付決定等

- 1 知事は、補助金査定の結果に基づいて、補助金等交付規則（昭和32年5月31日島根県規則

第 32 号) 第 5 条及び 11 条の規定により原則として、補助金の交付決定及び補助金の額の確定を同時に行う。

2 知事は、補助金の額を確定した場合には、速やかに補助金を交付する。

第 11 補助金の交付に当たって付すべき条件等

1 知事は、事業主体に対して、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して 5 年以内（第 1 の 1 の (2) の事業（オを除く。）にあっては、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね 10 年を経過するまでの間）に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）する行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為（林業生産基盤整備道整備、山村強靱化林道整備、林業専用道整備又は森林災害等復旧林道整備により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (2) 森林環境保全直接支援事業に掲げる事業のうち、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 11 条に規定する森林経営計画（以下「森林経営計画」という。）に基づいて行うものについて、当該計画の認定の取消を受けた場合は、交付を受けた補助金相当額（別表 3 の「森林環境保全直接支援事業」の (1) 及び (2) に掲げる査定係数が適用される事業のうち、当該計画を取り消された場合であっても、(3) に掲げる査定係数が適用される場合にあつては、(3) に掲げる査定係数を適用される場合の補助金相当額との差額）を返還すること。
- (3) 森林環境保全直接支援事業に掲げる事業のうち、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 35 条第 1 項に規定する経営管理実施権配分計画（以下「実施権配分計画」という。）に基づいて行うものについて、同法第 40 条第 1 項及び第 2 項の規定により当該計画の認定の取消となった場合は、当該取り消しを受けた日から起算して過去 5 年間以内に実施された当該事業に係る補助金相当額（別表 3 の「森林環境保全直接支援事業」の (1) 及び (2) に掲げる査定係数が適用される事業のうち、当該計画が取り消された場合であっても、(3) に掲げる査定係数が適用される場合にあつては、(3) に掲げる査定係数を適用される場合の補助金相当額との差額）を返還すること。
- (4) 更新伐を行った場合、当該施行地につき、原則として、その完了年度の翌年度の初日から起算して 2 年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。ただし、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合はこの限りではない。

- (5) 「長期育成循環施業の実施について」（平成13年3月30日付け12林整整第718号林野庁長官通知。以下「長期育成循環施業通知」）に規定する更新伐の個別林分型において立木の材積が長期育成循環施業協定又は事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき、又は長期育成循環施業通知に規定する更新伐のモザイク林誘導型において施業実施年度の初日から起算して5年以内に伐区の隣接区域において長期育成循環施業の一環として更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。
- (6) 「面的複層林施業の実施について」（令和6年3月29日付け5林整整第925号林野庁長官通知。以下「面的複層林施業通知」という。）における更新伐を実施した箇所について、立木の材積が事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき、又は完了年度の初日から起算して10年以内に伐区の隣接区域において更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。
- (7) 第1の1の(2)のイにおいて森林保全再生整備を行った場合、その行為に対して、本事業以外の国庫補助事業により支援を受けたときは、交付を受けた森林保全再生整備に係る補助金相当額を返還すること。
- (8) 前項に掲げる場合のほか、補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業があるにも関わらず、正当な理由なく実施すべき期間内に実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (9) 成林に必要な保育管理その他知事が必要と認める事項を遵守すること。
- (10) 当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整え、かつ当該収入及び支出の証拠書類を整備しておかなければならない。
- (11) 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業完了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- (12) 補助金交付規則、島根県森林環境保全造林事業補助金交付要綱、森林環境保全造林事業実施要領、その他県の通達及び取扱い通知に従わなければならない。
- (13) 消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、要領の運用の別記様式5により該当の補助金交付申請番号等を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて消費税仕入控除税額に相当する補助金の返還をしなければならない。

ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることを補助金交付申請書に明らかにして補助金交付申請をし、消費税仕入控除税額に相当する補助金額を減額した補助金の交付を受けた場合にはこの限りではない。

- 2 知事は、前項により補助金相当額を収納した場合は、収納した補助金相当額のうち国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

第12 その他

- 1 事業主体は、森林法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の法令の規定を遵守して事業を実施すること。
- 2 県の行う事業については、本要領に準じて行うものとする。
- 3 知事は、本事業の実施に関する調査及び指導監督（成功認定を含む。）を行うものとする。
- 4 市町村長は、本事業の円滑な実施を図るため、関係行政機関及び関係団体等との密接な連携の下に、必要な助言、指導等を行うものとする。
- 5 令和4年度補正予算（第2号）における事業の対象区域及び内容は、次のとおりとする。
 - (1) 合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱（平成28年1月20日付け27林整計第232号農林水産事務次官依命通知）第5の1に規定する供給力・体質強化計画の事業対象区域内において実施する森林環境保全直接支援事業の人工造林、下刈り、間伐、付帯施設等整備及び森林作業道整備
 - (2) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）の山地災害危険地区等における森林整備対策（森林環境保全直接支援事業及び特定森林再生事業にあつては、山地災害危険地区、重要インフラ施設周辺の森林等のうち特に緊要度の高い区域において治山対策と連携して実施するもの又は流域治水の取組と連携して実施するものに限る。）の対策箇所において実施する森林環境保全直接支援事業、特定森林再生事業
- 6 令和5年度補正予算（第1号）における事業の対象区域及び内容は、次のとおりとする。
 - (1) 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金交付等要綱（平成28年1月20日付け27林整計第232号農林水産事務次官依命通知）第5の1の(1)のアに規定する体質強化・花粉削減計画の事業対象区域内において実施する森林環境保全直接支援事業の人工造林、下刈り、間伐、付帯施設等整備及び森林作業道整備、特定機能回復事業の林相転換特別対策（特定スギ人工林）
 - (2) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の山地災害危険地区等における森林整備対策（森林環境保全直接支援事業及び特定機能回復事業にあつては、山地災害危険地区、重要インフラ施設周辺の森林等のうち特に緊要度の高い区域において治山対策と連携して実施するもの又は流域治水の取組と連携して実施するものに限る。）の対策箇所において実施する森林環境保全直接支援事業、特定機能回復事業
- 7 令和6年度補正予算（第1号）における事業の対象区域及び内容は、次のとおりとする。
 - (1) 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領（平成28年1月20日付け27林整計第237号林野庁長官通知）第3の1の(1)に規定する体質強化・花粉削減計画の事業対象区域内において実施する森林環境保全直接支援事業の人工造林、下刈り、間伐、付帯施設等整備及び森林作業道整備、特定機能回復事業の林相転換特別対策（特定スギ人工林）
 - (2) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の山地災害危険地区等における森林整備対策の対策箇所において実施する森林環境保全直接支援事業及び特定機能回復事業（森林

環境保全直接支援事業及び特定機能回復事業にあつては、山地災害危険地区、重要インフラ施設周辺の森林等のうち特に緊要度の高い区域において治山対策と連携して実施するもの又は流域治水の取組と連携して実施するものに限る。）

- 8 本要領により難い事項については、林野庁長官の承認を受けるものとする。
- 9 以上のほか、細部の手続き、様式等は、本要領の趣旨に基づき知事が定める。
- 10 この実施要領の規定は令和6年度事業の2月申請から適用する。

別表 1 (第 1 関係)

事業区分	事業内容	事業規模	事業主体
<p>1 森林環境保全直接支援事業</p>	<p>育成単層林整備及び育成複層林整備 ア 人工造林 イ 樹下植栽等 ウ 下刈り エ 雪起こし オ 倒木起こし カ 枝打ち キ 除伐 ク 保育間伐 ケ 間伐 コ 更新伐 サ 付帯施設等整備 (ア) 鳥獣害防止施設等整備 (イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備 (ウ) 林床保全整備 (エ) 荒廃竹林整備 シ 森林作業道整備</p>	<p>a 事業内容のア～コについては、1 施行地の面積が 0.1ha 以上であること。 b ケ、コについては、前項に加えて、森林経営計画、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成 20 年法律第 32 号。以下「間伐等特措法」という。)第 5 条第 1 項に規定する特定間伐等促進計画(以下「特定間伐等促進計画」という。)、実施権配分計画に基づいて行う場合は、補助金の交付申請ごと、かつ、計画ごとに、間伐及び更新伐のそれぞれの伐採木の搬出材積の合計を、それぞれの当該施行地の面積の合計で除して得た値が 1 ha 当たり 10 m³以上であること。</p>	<p>① 県 ② 市町村 ③ 森林所有者 ④ 森林組合等 ⑤ 森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)第 2 条第 1 号に規定する法人(造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの、以下「森林整備法人等」という。) ⑥ 森林法施行令(昭和 26 年政令第 276 号)第 11 条第 7 号に掲げる特定非営利活動法人等(以下「特定非営利活動法人」という。) ⑦ 森林法施行令第 11 条第 8 号に規定する団体(以下「森林所有者の団体」という。) ⑧ 森林経営計画の認定を受けた者(以下「森林経営計画策定者」とい</p>

			う。) ⑨特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者 ⑩森林経営管理法第 36 条第 2 項の規定により県が公表した民間事業者（以下「民間事業者」という。）
2 特定機能回復事業			
(1) 森林緊急造成 自然条件等の理由で更新が困難な森林について、事業主体と森林所有者による協定等に基づいて実施する人工造林等とする。	育成単層林整備及び育成複層林整備 ア 人工造林 イ 樹下植栽等 ウ 下刈り エ 雪起こし オ 倒木起こし カ 除伐 キ 付帯施設等整備 (ア) 鳥獣害防止施設等整備 (イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備 (ウ) 林床保全整備 (エ) 荒廃竹林整備 ク 森林作業道整備	a 事業内容のア～カ については、1 施行地の面積が 0.1ha 以上 であること。 b 県、市町村が自ら所有する森林のうち、他の森林緊急造成の施行地と隣接し、又は路網で直接接続するものであって、激甚災害(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和 37 年法律第 150 号) 第 2 条第 1 項の激甚災害をいう。以下同じ。)による被害の復旧を行う森林において行う事業については、補助金の交付申請ごとに、他の森林緊急造成の施行地を除いた施行地の面積の合計が 2.5ha 以上。	①県 ②市町村 ③森林組合等 ④森林整備法人等 ⑤特定非営利活動法人等 ⑥民間事業者
(2) 被害森林整備 気象害等によ	育成単層林整備及び育成複層林整備	事業内容のア～ケ については、1 施行地の面積が	①県 ②市町村

<p>る被害森林であ って、自助努力 等によっては適 切な整備が期待 できない森林に おいて、事業主 体が森林所有者 等との協定に基 づいて実施する 人工造林等とす る。</p>	<p>ア 人工造林 イ 樹下植栽等 ウ 下刈り エ 雪起こし オ 倒木起こし カ 枝打ち キ 除伐 ク 保育間伐 ケ 更新伐 コ 付帯施設等整備 (ア) 鳥獣害防止施 設等整備 (イ) 林内作業場及び 林内かん水施設 整備 (ウ) 林床保全整備 (エ) 荒廃竹林整備 サ 森林作業道整備 シ 森林保全再生整 備 (ア) 鳥獣害防止施設 の整備等 (イ) 鳥獣の誘引捕獲</p>	<p>0.1ha 以上であること。</p>	<p>③森林所有者 ④森林組合等 ⑤森林整備法人等 ⑥特定非営利活動法人等 ⑦森林経営計画策定者 ⑧民間事業者</p>
<p>(3) 重要インフラ 施設周辺森林整 備 鉄道、道路、送 配電線といった 機能が停止した 場合に国民生活 又は社会経済活 動に多大な影響 を及ぼす重要な</p>	<p>育成単層林整備及 び育成複層林整備 ア 人工造林 イ 樹下植栽等 ウ 下刈り エ 雪起こし オ 倒木起こし カ 枝打ち キ 除伐 ク 保育間伐</p>	<p>事業内容のア～ケについ ては、1 施行地の面積が 0.1 ha 以上 であること。</p>	<p>①県 ②市町村 ③森林組合等 ④森林整備法人等 ⑤特定非営利活動法人等 ⑥民間事業者</p>

<p>生活基盤の関連施設（以下「重要インフラ施設」という。）周辺の森林について、地方公共団体及び森林所有者、重要インフラ施設管理者等による協定に基づいて実施する人工造林等とする。</p>	<p>ケ 更新伐 コ 付帯施設等整備 （ア）鳥獣害防止施設等整備 （イ）林内作業場及び林内かん水施設整備 （ウ）林床保全整備 （エ）荒廃竹林整備 サ 森林作業道整備</p>		
<p>(4) 林相転換特別対策（特定スギ人工林） 林相転換が必要な人工林のうち花粉発生源対策となるスギを主体とする人工林であって、自助努力では伐採・植替えが進まない森林について、事業主体が森林所有者等との協定に基づいて実施する一貫作業等とする。</p>	<p>育成単層林整備 ア 一貫作業 イ 人工造林 ウ 下刈り エ 更新伐 オ 付帯施設等整備 （ア）鳥獣害防止施設等整備 （イ）林内作業場及び林内かん水施設整備 （ウ）林床保全整備 カ 森林作業道整備</p>	<p>a 事業内容のア～エについては、1 施行地の面積が 0.1ha 以上 であること。 b ア、エについては、1 伐区当たりの面積の上限はおおむね 2.5ha とし、伐区については連たんしないものとする。 c 次に掲げる全ての要件に該当すること。 (a) 「スギ花粉発生源対策推進方針」に基づき県が設定するスギ人工林伐採重点区域（以下「重点区域」という。）において行うものであること。 (b) 林相転換が必要な人工林の主要構成樹種がスギであること。 (c) 伐採すれば著しく土砂</p>	<p>①県 ②市町村 ③森林組合等 ④森林整備法人等 ⑤特定非営利活動法人等 ⑥民間事業者</p>

		が崩壊又は流出するおそれがある箇所ではないこと。	
(5) 保全松林緊急保護整備 森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第2条第1項第1号に掲げる松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林において、公益的機能の高い健全な松林の整備又は樹種転換（同条第7項に規定する樹種転換をいう。）を行うものとする。	育成単層林整備及び育成複層林整備 ア 人工造林 イ 樹下植栽等 ウ 下刈り エ 雪起こし オ 倒木起こし カ 除伐 キ 保育間伐 ク 衛生伐 島根県保全松林健全化整備事業補助金交付要綱及び島根県保全松林健全化整備事業実施要領に基づき行う事業とする。 ケ 更新伐 コ 付帯施設等整備 （ア）鳥獣害防止施設等整備 （イ）荒廃竹林整備 サ 森林作業道整備	事業内容のア～ケについては、1施行地の面積が0.1ha以上であること。	①県 ②市町村 ③森林所有者 ④森林組合等 ⑤森林整備法人等 ⑥森林所有者の団体 ⑦森林経営計画策定者 （ただし、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。） ⑧民間事業者

（注1）事業主体のうち、森林緊急造成を実施する県又は市町村に当たっては、事業主体が自ら所有する森林以外で森林所有者と協定を締結した森林、森林経営管理法第4条の規定により市町村が経営管理権の設定を受けた森林、又は、寄付や分収林契約解除等により公有化した森林で実施する場合（事業主体が自ら所有する森林のうち、これらの施行地と隣接し、又は路網で直接接続するものであって、激甚災害による被害の復旧を行う森林で実施する場合を含む。）に限る。

（注2）事業主体のうち、被害森林整備又は林相転換特別対策（特定スギ人工林）を実施する県又は市町村に当たっては、自ら所有する森林、森林所有者と協定を締結した森林、又は森林経営管理法第4条の規定により経営管理権の設定を受けた森林において事業を実施する場合に限る。

（注3）事業主体のうち、森林緊急造成、被害森林整備又は林相転換特別対策（特定スギ人工林）を実施する森林組

合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等又は民間事業者等に当たっては、自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合に限る。

(注4) 事業主体のうち、被害森林整備を実施する森林所有者に当たっては、地方公共団体と協定を締結し、被害木の伐採、除去、その後の植栽のいずれかの事業を実施する場合に限る。

(注5) 事業主体のうち、重要インフラ施設周辺森林整備を実施する、県又は市町村に当たっては、自ら所有する森林以外で森林所有者及び重要インフラ施設管理者と協定を締結して実施する場合又は、事業主体が自ら所有する重要インフラ施設周辺の森林において、自ら所有する森林以外の重要インフラ施設周辺森林整備の施行地と一体的に実施する場合に限る。

(注6) 事業主体のうち、重要インフラ周辺森林整備を実施する森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等又は民間事業者に当たっては、自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体、重要インフラ施設管理者及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。

(注7) 事業主体のうち、森林経営計画策定者に当たっては、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。

別表 2 (第 1 関係)

事業内容	対象となる範囲
ア 人工造林	<p>優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、植栽(大苗の植栽及び補植を含む。)、播種、低質林等における前生樹の伐倒、除去。ただし、第 1 の 1 の(2)のエにおいて行う地拵えに含むことのできる経費は、機械地拵えとする。また、第 1 の 1 の(2)のエにおいて行う植栽は 1ha 当たり 2,000 本以下を基本とし、樹種については「スギ花粉発生源対策推進方針」に定められる花粉の少ない品種及び都道府県において花粉症を発生させるおそれがないと認める樹種を対象とする。</p>
イ 樹下植栽等	<p>次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する整備。</p> <p>(ア) 優良な育成複層林の造成を目的として上層木が 3 齢級以上の林分(長期育成循環施業通知に定める長期育成循環施業及び面的複層林施業通知に定める面的複層林施業の対象森林にあつては上層木が 10 齢級以上の人工林)において行う地拵え、樹下への苗木の植栽又は播種、不良木の淘汰、植栽・播種に伴って行う地表かき起こし及び不用萌芽の除去。</p> <p>(イ) 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵え、天然稚幼樹の発生・育成を促す地表かき起こし及び稚幼樹が少ない場合の植栽(植栽後の確実な成林を図るため必要があるときは大苗の植栽)又は播種、不用萌芽・不用木の除去、不良木の淘汰、巻枯らし並びに林木の枝葉の除去。</p>
ウ 下刈り	<p>植栽により更新した 2 齢級以下(複層林においては下層木が 5 齢級以下)の林分又はその他の方法により更新した 8 齢級以下(複層林においては下層木が 8 齢級以下)の林分で行う雑草木の除去。</p>
エ 雪起こし	<p>植栽により更新した 5 齢級以下の林分、又はその他の方法により更新した 8 齢級以下の林分で行う雪圧倒伏木の倒木起こし(オの倒木起こしに該当するものを除く。)</p>
オ 倒木起こし	<p>植栽により更新した 5 齢級以下の林分において行う火災、気象害、病虫害等による倒伏木の倒木起こし。</p>
カ 枝打ち	<p>次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する枝葉の除去。</p> <p>(ア) 6 齢級以下の林分において行う林木の枝葉の除去</p> <p>(イ) 12 齢級以下の林分において保育間伐又は間伐と一体的に行う林木の枝葉の除去</p> <p>(ウ) 18 齢級以下の林分において更新伐と一体的に行う林木の枝葉の除去</p>
キ 除伐	<p>下刈りが終了した 5 齢級以下(天然林にあつては 12 齢級以下)の林分において行う不用木(侵入竹を含む。)の除去、不良木の淘汰。</p>

ク 保育間伐	<p>12 齢級以下の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が 18cm 未満の林分において行う、適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰。</p> <p>ただし、第 1 の 1 の (2) のイ及びウにおいては搬出集積（被害木を含む。）を含むことができる。</p>
ケ 間伐	<p>12 齢級以下（ただし、地域の標準的な施業における本数密度をおおむね 5 割上回る森林又は立木の収量比数がおおむね 100 分の 95 以上の森林についてはこの限りではない。）の林分又は森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 5 に規定する市町村森林整備計画（以下「市町村森林整備計画」という。）に定められる標準伐期齢（以下「標準伐期齢」という。）に 2 を乗じた林齢以下の林分において行う、適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰及び搬出集積。</p> <p>なお、搬出集積に含むことのできる経費は施行地の面積 1ha 当たりの伐採木の搬出材積 100 m³を上限とする。</p>
コ 更新伐	<p>18 齢級以下の林分又は標準伐期齢に 2 を乗じた林齢以下の林分（長期育成循環施業又は面的複層林施業の一環として実施する場合は 10 齢級以上の場合に限る。）において行う、育成複層林の造成及び育成、人工林の広葉樹林化の促進並びに天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積（被害木を含む。）及び巻枯らし。</p> <p>なお、搬出集積に含むことのできる経費は施行地の面積 1ha 当たりの伐採木の搬出材積 100 m³（森林病虫害等防除法第 2 条第 1 項の各号に掲げる森林病虫害等により被害が発生している森林及びその周辺森林において、被害の拡大防止のために実施する更新伐にあっては 200 m³）を上限とする。</p>
サ 一貫作業（林相転換）	<p>標準伐期齢以上の林分で行う林相転換を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積、地拵え、植栽（大苗の植栽及び補植を含む。）の各作業を並行又は連続して行う一貫作業。なお、植栽については、1 ha 当たり 2,000 本以下を基本とし、樹種については、「スギ花粉発生源対策推進方針」に定められる花粉の少ない品種及び都道府県において花粉症を発生させるおそれがないと認める樹種を対象とする。</p> <p>なお、搬出集積に含むことのできる経費は施行地の面積 1ha 当たりの伐採木の搬出材積 100 m³を上限とする。</p>
シ 衛生伐	<p>島根県保全松林健全化整備事業補助金交付要綱及び島根県保全松林健全化</p>

	整備事業実施要領に基づき行う事業とする。
ス 付帯施設等整備のうち	アからシの事業内容のうち別表 1 の事業区分ごとに実施可能なもののいずれかと一体的に実施され、次のいずれかに該当する施設の整備等。
(1) 鳥獣害防止施設等備	次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する鳥獣害防止施設等の整備。 (ア) 施設等整備 健全な森林の造成・保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備。 (イ) 施設改良 既設の鳥獣害防止施設（市町村森林整備計画に定められる鳥獣害防止森林区域のものに限る。）の改良。
(2) 林内作業場及び林内かん水施設整備	森林造成・整備に付帯する苗木仮植場、資機材置場、間伐材搬出集積等の林内作業場及び林内かん水施設の整備。
(3) 林床保全整備	造林地の保全を目的として行う下層植生の誘導により土壌の適性維持を図るための枝葉の除去、客土、整地、耕うん、植栽、播種、施肥及び雑草木の除去並びに間伐材等の活用による小規模で簡易な排水工・編柵工・土留工等の整備。
(4) 荒廃竹林整備	周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備とする。ただし、事業内容欄の アからコまでのいずれかの施業と一体的に実施するものに限ることとし、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が一体的に実施する施業に係る事業量を超えないものとする。
セ 森林作業道整備	「島根県森林作業道作設指針」（平成 23 年 3 月 31 日付け森第 1708 号制定）に適合する作業道（以下「森林作業道」という。）の開設、改良及び復旧（暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となった森林作業道の復旧に限る。以下同じ。）であって、次の全てに該当する森林作業道の整備。 (ア) アからシの事業内容のうち別表 1 の事業区分ごとに実施可能なもののいずれかと一体的に実施され、同時期又は一定期間施業に先行して実施されるもの。ただし、改良及び復旧についてはこの限りではない。 (イ) 事業実施後に当該森林作業道を管理する者が書面において明らかなもの
ソ 森林保全再生整備	野生鳥獣の食害等により被害を受けた森林において行う、次のいずれかに該当する施設の整備等。なお、事業を実施しようとする地域において「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（平成

	<p>19 年法律第 134 号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。) 第 4 条の 2 に基づく協議会 (以下「協議会」という。) が組織されている場合にあっては、事業実施箇所、事業内容、事業実施期間及び鳥獣被害防止特措法第 4 条 第 2 項に基づく被害防止計画との関係について、事業主体は協議会と連絡調整を図るものとする。</p> <p>(7) 鳥獣害防止施設の整備等</p> <p>次の a 又は b のいずれかに該当するもの。</p> <p>a 野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備 (パッチディフェンス、金網巻等の整備、自動撮影カメラの設置、忌避植物の植栽等を含む。)</p> <p>b 既設の鳥獣害防止施設の改良 (市町村森林整備計画に定められる鳥獣害防止森林区域内のものに限る。)</p> <p>(イ) 鳥獣の誘引捕獲</p> <p>誘引捕獲とそれに必要な施設の整備等 (給餌施設の整備、採餌木の植栽、誘引捕獲場所の整備、捕獲個体の処分等を含む。)</p>
--	---

別表 3 (第 9 の (2) 関係)

事業名	査定係数
<p>森林環境保全直接支援事業</p>	<p>(1) 次に該当するもの：180</p> <p>市町村森林整備計画に定める「特に効率的な施業が可能な森林の区域」(以下「効率的施業区域」という。)又は間伐等特措法第 4 条第 3 項の規定により定められた「特定植栽の実施を促進すべき区域」において、森林経営計画、特定間伐等促進計画又は実施権配分計画(以下「森林経営計画等」という。)に基づき行う 1 ha 当たり 2,000 本以下の人工造林及び同施行地における 3 回までの下刈り</p> <p>(2) 次の(ア)～(イ)のいずれかに該当するもの：170</p> <p>(ア) 森林経営計画等に基づき行う事業((1)に規定する査定係数 180 で行うものを除く。また、(1)の施行地における 4 回以降の下刈りも含む。)</p> <p>(イ) 間伐及び更新伐については、森林経営計画等に基づき行うもの、又は、森林経営計画策定者が森林経営計画の対象森林を含む林班(以下「森林経営計画対象林班」という。)内及び森林経営計画対象林班と隣接し路網で直接接続する林班内で森林経営計画に基づき行うものと一体的に行うもの</p> <p>(イ) 鳥獣害防止施設の改良又は森林作業道の改良若しくは復旧(付帯施設整備以外のいずれかの施業と一体的に実施するものを除く。)</p> <p>(3) 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの：90</p> <p>(ア) 人工造林及び樹下植栽等について、森林法第 10 の 8、第 10 の 9 に基づく伐採及び伐採後の届出書(以下「伐採造林届書」という。)に基づいて行うもの(新たに地域森林計画の対象民有林となった林分において行うものその他伐採造林届出書を要しない場合を含む。)</p> <p>(イ) 下刈り、雪起こし及び倒木起こしについて、(1)及び(2)の(ア)に該当しないもの</p>
<p>特定機能回復事業</p> <p>森林緊急造成</p>	<p>(1) 森林法第 25 条に規定する保安林及び森林法第 10 条の 5 第 2 項第 5 号に規定する公益的機能別施業森林のうち水源涵養機能</p>

<p>被害森林整備</p>	<p>維持増進森林、山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林に定められた森林において行うもの： 180 (2) (1) 以外で行うもの： 90 170</p>
<p>重要インフラ施設周辺森林整備</p>	<p>180</p>
<p>林相転換特別対策（特定スギ人工林）</p>	<p>(1) 別表 1 の 2 の (4) の事業内容のうち一貫作業並びにそれと一体的に行う付帯施設等整備及び森林作業道整備、並びに下刈り： 180 (2) 別表 1 の 2 の (4) の事業内容のうち更新伐及び人工造林並びにそれらと一体的に行う付帯施設等整備及び森林作業道整備： 170</p>

別表 4（第 9 の（2）関係）標準単価の対象経費

事業内容	対象因子
人工造林	地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費、支障木等伐倒費、雑草木除去費
樹下植栽等	地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費、不用木除去費、不良木淘汰費、枝葉除去費
下刈り	雑草木除去費
雪起こし	倒木起こし費、テープ（縄）代
倒木起こし	倒木起こし費、テープ（縄）代
枝打ち	枝葉除去費
除伐	不用木除去費、不良木淘汰費
保育間伐	不要木除去費、不良木淘汰費、搬出集積費（特定機能回復事業に限る。）
間伐	不用木除去費、不良木淘汰費、搬出集積費
更新伐	支障木等伐倒費、搬出集積費
一貫作業（林相転換）	支障木等伐倒費、搬出集積費、地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費
森林作業道整備	伐開費、除根費、土工費、工作物設置費

（注） 1 苗木運搬費は、現場苗木荷卸地又は仮植地から造林地までの運搬費とする。

2 搬出集積費は、作業地点までの搬出集積を含むものとする。

3 一貫作業（林相転換）における地拵え費は、機械地拵え費とする。